

総合評価の導入拡大を

国交、総務、財務省

事前公表 中止など 全自治体に改善要請

国土交通、財務、総務の3省は31日、公共工事入札契約適正化促進法に基づき、各府庁や都道府県、政令市に対して要請文を通知した。自民党の公共工事品質確保に関する議員連盟や公共工事の品質確保の促進に関する関係府庁連絡会議などの議論を踏まえ、全発注者に総合評価方式の導入拡大を求め、地方自治体には、予定価格、最低制限価格、低入札調査価格の事前公表を取りやめ、事前公表する場合、その理由を公表するよう要請した。市区町村には、都道府県を通じて要請内容を徹底する。

総合評価方式の導入拡大に当たっては、対象工事の考え方や年度ごとの実施目標を設定するよう明記し、自治体には「特別による失格基準を積極的に活用すること」を要請し、事前公表する場合、その理由を「工事の品質確保や建設の健全な発展に資するため」と追記し、一般競争入札の拡大、総合評価方式の導入拡大、価格や調査基準価格などを適切に見直すことも求めた。

発注体制が不十分な自治体には、発注者相互の協力や発注者支援機関の積極的な活用により、必要な体制を整備すること、小規模な自治体には、県単位が自治体共同で学識経験者から意見を聴取できるように都道府県からの支援を検討することなどを提案した。

また、適正な施工を確保するため、「ワンデーレスポンス」など現場の問題発生に対する迅速な対応を求め、関係者間の協議を実施して、発注者、設計者、施工者の連携の促進も求めた。

国交省は、この要請に合わせ、地方自治体向け総合評価実施マニュアルを改訂した。